

前回(9月10日)事務局説明資料

金融機関の破綻処理の枠組みに関する論点(1)

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」における指摘

○ 目的

以下を確保しながら、金融機関を破綻処理することを可能とする

- 深刻な金融システムの混乱回避
- 納税者負担の回避
- 株主や担保で保護されない債権者に損失を吸収させることを可能とするメカニズムを通じた重要な経済的機能の確保

- 米国：秩序だった破綻処理を可能とする制度を整備したドッド・フランク法が2010年に既に成立し、施行
- 英国：2009年銀行法において、ユニバーサルバンキング制（銀証不分離）の下、実効的な破綻処理制度が整備
- 欧州：2012年6月に、預金取扱金融機関・投資会社向けの破綻処理制度の整備のためのEU指令案が公表

〔参考〕

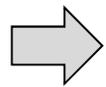
預金取扱金融機関については、定額保護、金融整理管財人、承継銀行制度に加え、預金保険法第102条において、内閣総理大臣は、金融危機対応措置（①資本増強・②ペイオフコスト超の資金援助・③国有化）が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができる。

金融機関の破綻処理の枠組みに関する論点(2)

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」における指摘

○ 対象となる金融機関

「主要な特性」を備えた破綻処理制度は、あらゆるシステム上重要な金融機関に対し適用されるべき



- どのような範囲の金融機関を対象に秩序だった処理の枠組みを構築することが適当か。システム上の重要性は、我が国のみならず国際的な観点から判断すべきか。
- 国内外の金融市場や経済情勢の動向、金融機関相互の資金関係などの複合的な要因により、システム上重要な金融機関の範囲は変化するのではないか。

- 米国（ドッド・フランク法）：銀行持株会社、FRB監督ノンバンク金融会社、FRBが本源的金融業務等と判断した業務を支配的に行う会社等、これらの子会社
- 英国（2009年銀行法）：銀行、銀行の親会社等
※ 英国は、特別な破綻処理制度の対象を投資会社・保険会社・清算機関にまで拡大するかについて、市中協議を実施中。
- 欧州（EU指令案）：預金取扱金融機関、投資会社、上記の持株会社及びその金融子会社、EU域外に本店のある預金取扱金融機関・投資会社
※ 欧州では、一般的に、ユニバーサルバンク制度が採られている。
※ 上述の英国の市中協議文書によれば、欧州委員会は、2012年後半に、保険会社等のノンバンク向けの破綻処理枠組みについて、市中協議を行う予定。

[参考]

金融危機対応措置の対象金融機関には、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫が含まれる。農水産業協同組合にも同様の制度がある。

金融機関の破綻処理の枠組みに関する論点(3)

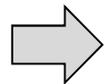
「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」における指摘

○ 当局の権限

破綻処理を行う当局は、以下を行う権限を含む、広範な権限を有するべき

- 経営陣の選解任、破綻金融機関を管理する者の任命
- 破綻金融機関の財産の管理処分（契約の解除・資産の売却等）
- ブリッジ金融機関の設立、ベイルイン（無担保債権のカット又は株式化）の実施等

金融機関が、もはや存続が可能（viable）でないか、またはもはや存続が不可能と見込まれるときであって、かつ、存続が可能となる合理的な見込みがないときに、破綻処理が開始されるべき



- 秩序だった処理のためには、具体的にどのような措置が必要か（例えば、財産の管理処分、ブリッジ金融機関、流動性供給、資金援助等の仕組み）。
- 秩序だった処理は、どのようなときに開始することが適当か。
- 何らかの倒産処理手続等の特例を設ける必要があるか（例えば、債権者による倒産手続の申立て、強制執行等への対応）。

- 米国（ドッド・フランク法）：FDICは管財人として、合併、資産・負債の移転、対象機関への貸付け（財務省が当座の資金繰りを手当て）等の措置をとることが可能

- ①当該金融機関がデフォルト又はデフォルトの危険にあること、かつ、
- ②他の手続により処理される場合には米国の金融安定に深刻な影響を及ぼすこと等の要件が満たされる場合に発動

金融機関の破綻処理の枠組みに関する論点(3)

- 英国 (2009年銀行法) : 事業の民間部門・ブリッジバンクへの移管 (イングランド銀行)、一時国有化 (財務省) 等
※ 銀行の親会社には、一時国有化のみ措置可能
①当該金融機関が免許付与の要件を充足していないか、充足しない見込みであること、かつ、②英国金融システムの安定のためには当該措置を採ることが必要であること等の要件が満たされる場合に発動
- 欧州 (EU指令案) : 民間部門・ブリッジ金融機関への事業譲渡、資産運用会社への不良資産の移転、債務の削減・株式化 (ベイルイン)、対象機関への貸付け等
※ 事前徴収した資金では不足が生じるときは、中央銀行・他国の破綻処理基金等から借入れ
①当該金融機関が破綻しているか、破綻する可能性が高いこと、かつ、②破綻処理権限の行使が公益の観点から必要であること等の要件が満たされる場合に発動

[参考]

- 金融危機対応措置を講ずる場合には、①資本増強時には、経営陣が引き続き業務執行等を維持 (経営責任の明確化、責任ある経営体制の確立のための方策が必要)、②ペイオフコスト超の資金援助時には、金融整理管財人が業務執行等を掌握 (経営者の責任を追及する措置を講ずる)、③国有化時には、預金保険機構が株主権を行使 (金融機関が経営者の責任を追及する措置を講ずる)。
- 金融危機対応措置の発動要件は、
 - (1) 各措置が講じられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められ、かつ、
 - (2) ① 資本増強: 債務超過、破綻金融機関 (預金の払戻を停止した金融機関・そのおそれのある金融機関) でない
 - ② ペイオフコスト超の資金援助: 債務超過、又は、破綻金融機関
 - ③ 国有化: 債務超過、かつ、破綻金融機関

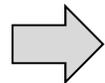
金融機関の破綻処理の枠組みに関する論点(4)

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」における指摘

○ 早期解約条項の発動の停止

破綻処理を行う当局は、デリバティブ契約等の早期解約条項の発動を一時的に（例えば、2営業日以内）停止する権限を有するべき

※ 付属文書において、SIFIsの場合、破綻処理の開始と同時に大量の金融契約が解除されれば、無秩序に契約終了が殺到し、市場に更なる不安定化をもたらしかねず、持続性を実現することを目指している破綻処理措置の実施を妨げる旨が指摘されている。



金融機関が当事者となっている多数のデリバティブ契約等が一斉に解約されると、金融市場の混乱につながる可能性があるが、これについてどのような手当てが考えられるか。

- 米国（ドッド・フランク法）：FDICの管財人任命の翌営業日の午後5時まで、及び契約の移転後は、解約・清算・ネットティングの権利行使は不可。
- 英国（2009年銀行法）：移管・一時国有化の命令に、デフォルト条項の発動の判断は当該措置がなかったものとみなして行う旨を定めることが可能。
※ ただし、現行EU指令により対象となる契約の範囲に制限。
- 欧州（EU指令案）：当局は、早期解約権の行使を短期間（金融機関が破綻処理開始の要件に抵触した旨の通知がされた日の翌営業日の午後5時まで）禁止することが可能。

[参考]

金融危機対応措置を講ずる場合には、①資本増強時や③国有化時には、早期解約条項を発動させずに同措置を講ずることは可能である一方、②ペイオフコスト超の資金援助時には、早期解約条項を発動させることになるか。

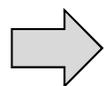
※ 一括清算法・破産法・民事再生法・会社更生法は、早期解約条項を有効としつつ、その法的効果について規定している。

金融機関の破綻処理の枠組みに関する論点(5)

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」における指摘

○ 費用負担等

- 秩序だった破綻処理のためになされる一時的な資金提供のコストを賄うため、民間資金で賄われる預金保険、破綻処理基金、又は業界から事後徴収するメカニズムが設けられるべき
- 当局による一時的な資金供給は、モラルハザードを防止するため、厳格な要件の下でなされるべき



秩序だった処理のために必要となった費用は、誰がどのように負担することが適切か。

- 米国（ドッド・フランク法）：連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社、FRB監督ノンバンク金融会社等による事後負担（リスクベース）。
- 英国（2009年銀行法）：株主・債権者の他、他の銀行等による事後負担。
- 欧州（EU指令案）：事前徴収。事前徴収した資金では生じた費用を賄うことができないときは預金取扱金融機関・投資会社による事後負担。（リスク・プロファイルを考慮。）

[参考]

金融危機対応措置に要する費用は、預金取扱金融機関から負債の額に応じて事後徴収する。

※ 事後徴収によると、預金取扱金融機関の財務状況を著しく悪化させ、信用秩序に極めて重要な支障を生じさせるおそれがある場合には、政府補助が可能とされている。

(参考1) グローバルにシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)

※ FSBの「主要な特性」は、G-SIFIsに限らずあらゆるシステム上重要な金融機関を対象としている。

- 「グローバルな活動」、「規模」、「相互関連性」、「代替可能性／金融インフラ」、及び「複雑性」の5つのリスク要因に対応した指標で判定し、G-SIFIsを選定し公表（今後、毎年11月にリストを更新）。
- 2011年11月公表の2009年末のデータを適用したリストでは、当初29行、日本からは3メガバンクがG-SIFIsに選定。

(参考) 2009年末データを適用したG-SIFIsリスト

- | | | | |
|---------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------|
| • Bank of America | • Credit Suisse | • Lloyds Banking Group | • State Street |
| • Bank of China | • Deutsche Bank | • Mitsubishi UFJ FG | • Sumitomo Mitsui FG |
| • Bank of New York Mellon | • Dexia | • Mizuho FG | • UBS |
| • Banque Populaire CdE | • Goldman Sachs | • Morgan Stanley | • Unicredit Group |
| • Barclays | • Group Crédit Agricole | • Nordea | • Wells Fargo |
| • BNP Paribas | • HSBC | • Royal Bank of Scotland | |
| • Citigroup | • ING Bank | • Santander | |
| • Commerzbank | • JP Morgan Chase | • Société Générale | |

(注1) FSBは、保険監督者国際機構 (IAIS) と協議の上、グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の特定及び政策措置に関する作業を2013年4月までに完成。

(注2) FSBは、証券監督者国際機構 (IOSCO) と協議の上、2012年末までに、その他のシステム上重要なノンバンク金融主体を特定するための手法を用意。

(参考2) 再建・処理計画 (Recovery and Resolution Plans: RRP)

○ 「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(FSB)

- ・ 全てのG-SIFIs及び破綻時に金融システムの安定に影響を及ぼす可能性があるとして母国当局が判断した金融機関について、再建・処理計画(RRP)の策定が求められる。
 - ・ 再建計画(金融機関が策定):
厳しいストレスがかかった場合に、金融機関が財務の健全性及び存続可能性を回復するためのオプションを特定するための計画。
 - ・ 処理計画(当局が策定):
当局の権限を有効に利用することを促すことで、システム上重要な機能を保護しながら、金融システムの混乱や納税者による負担を回避しつつ、金融機関の処理を実行可能なものにするための計画。

(注)G-SIFIsについては2012年末までにRRPsを策定することが国際的に合意されている。

○ 平成24事務年度 主要行等向け監督方針(抄)

3. リスク管理と金融システムの安定

(3) 国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う金融機関に対する深度ある監督

国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う外国の金融機関のリスク管理態勢も十分に踏まえつつ、本邦の当該金融機関のリスク管理態勢の強化を促していく。

例えば、現在FSBなどで国際的な議論が進行していることも踏まえ、当該金融機関の危機が、金融システム全体に影響を与え得るといったマクロ・プルーデンスの観点も考慮しつつ、再建・処理計画(Recovery and Resolution Plans, RRP)の策定に向けた取り組みを引き続き進めていくこととする。

(参考3) デリバティブ取引等における「自動的期限前終了特約」の概要

- ISDA Master Agreement における「自動的期限前終了」特約
 - ー Bankruptcy (破産) に関する一定の Event of Default (期限の利益喪失事由) が発生した場合、自動的に、全ての取引について期限前終了となる特約 (*)
- (*) スケジュール(補完文書)において自動的期限前終了を選択していた場合に適用

期限の利益喪失事由の発生

- 支払い又は引渡しの不履行
 - 約束違反又は約束の履行拒絶
 - 信用保証に係る債務不履行
 - 不実の表明
 - 本契約当事者間における本契約に基づく取引以外の一切のデリバティブ取引に関する債務不履行等
 - 借入金に関する所定の極度額以上の債務不履行等
 - 債務の承継を伴わない合併
 - 破産
- (i) 解散した場合(合併に伴う場合を除く)
- (ii) 債権者に対する又は債権者のための包括的な資産譲渡・任意整理・和解を行った場合
- (iii) 自ら倒産手続開始を申し立てた場合、規制当局により倒産手続が申し立てられた場合、自ら又は規制当局により解散・清算の申立がなされた場合、本人・規制当局以外の者から倒産手続解散・清算の申立てがなされ、倒産手続開始の決定、解散・清算の命令に至ったとき
- (iv) 解散・公的管理・清算の決議があった場合(合併に伴う場合を除く)
- (v) 管財人等の選任を申し立てた場合又は選任が行われた場合
- (vi) 債務超過・支払不能等となった場合
- (vii) 担保権者により資産の全部が事実上占有され、その占有が継続した場合

【通常の対応】

20日以内の事前通知

解約可能
(ネットティングして清算)

【自動的期限前終了特約あり】

即時

自動解約
(ネットティングして清算)

○過去の事例

該当事例

・リーマンブラザーズ等

非該当事例

・長銀
(特別公的管理は「公的管理」に該当しない)

・AIG
(債務超過前に対応)

(参考4) 破綻処理における国際的な協調

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」

- クロスボーダーの協力のための法的枠組み
破綻処理を行う当局は、他国の当局と協調しながら破綻処理を行う権限を有するべき（本国破綻処理との関係）

→ 我が国の当局は、他国の当局とどのように協調することが考えられるか。

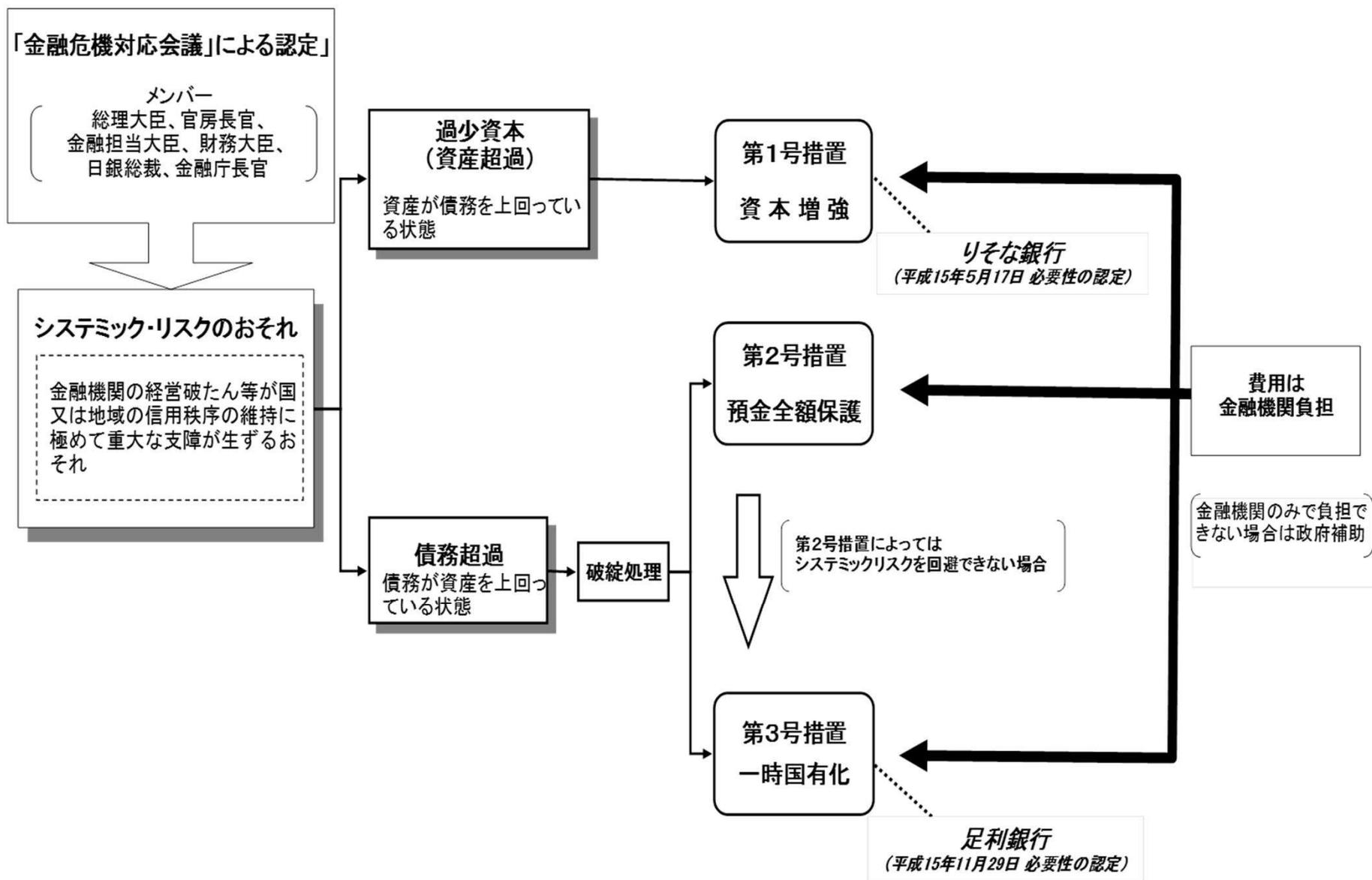
- 米国（ドッド・フランク法）：FDICは、管財人として秩序だった清算のために、外国の金融当局と最大限協調しなければならない。
- 英国（2009年銀行法）：他国の当局との協調のための特別の規定は現時点では存在しない。
- 欧州（EU指令案）：EU域内において、制度の枠組みを共通のものとするにより、当局間の協調を可能にしようとするもの。
また、EU域外の国で採られた破綻処理手続を承認する枠組みを規定するなど、EU域外の国との協調についても、一定の配慮。

[参考]

我が国の破産法・民事再生法・会社更生法においては、ある債務者について我が国の倒産処理手続と外国倒産処理手続が併存する場合には、我が国の管財人・債務者は、外国手続の管財人に対し、必要な協力・情報提供をするよう努めるものとされている。

参考資料

預金保険法の金融危機対応制度



我が国の金融機関の破綻処理等法制の変遷

	金融機関を巡る情勢	預金取扱金融機関	保険会社	証券会社
昭和46年		<ul style="list-style-type: none"> ○預金保険法制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の整備 ・ 預金保険機構創設 		
昭和61年		<ul style="list-style-type: none"> ○預金保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金援助制度の整備 		
平成 8年	・ 阪和銀行の破綻	<ul style="list-style-type: none"> ○預金保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ ペイオフ凍結 ・ 預金者代理制度の整備 ○更生特例法制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生手続等の開始申立権限を監督当局に付与 		
平成 9年	・ 日産生命、北海道拓殖銀行、山一証券、三洋証券の破綻			
平成10年	・ 長銀、日債銀の特別公的管理	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機能安定化法制定 ○早期健全化法制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本増強制度の整備(時限) ○金融再生法制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融整理管財人制度・承継銀行制度・特別公的管理制度の整備(時限) 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融システム改革法制定(保険業法改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者保護機構創設 ・ 資金援助制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融システム改革法制定(証券取引法改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客資産の分別管理義務の整備 ・ 投資者保護基金創設 (更生特例法改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続の開始申立権限を監督当局に付与 ・ 投資者保護基金が債権届出に代わる顧客表を作成・提出することが可能
平成12年	・ 第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命の破綻	<ul style="list-style-type: none"> ○預金保険法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融整理管財人制度、承継銀行制度、金融危機対応措置の恒久化 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険業法及び更生特例法改正(保険業法改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険管理人制度・承継保険会社制度の整備 (更生特例法改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生手続等の開始申立権限を監督当局に付与 ・ 保険契約者保護機構が、債権届出に代わる保険契約者表を作成・提出することが可能 	

預金保険制度

○ 預金等の保護範囲について

		平成8年6月 ～14年3月	平成14年4月 ～17年3月	平成17年4月 ～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	全額保護	利息がつかない等の条件を満たす預金(※1)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等			合算して元本1,000万円(※2)までとその利息等(※3)を保護 (1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。(一部カットされることがある。))
対象外商品	外貨預金 譲渡性積金 ヒット等	保護対象外 (破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。(一部カットされることがある。))		

(※1) 決済用預金という。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの。

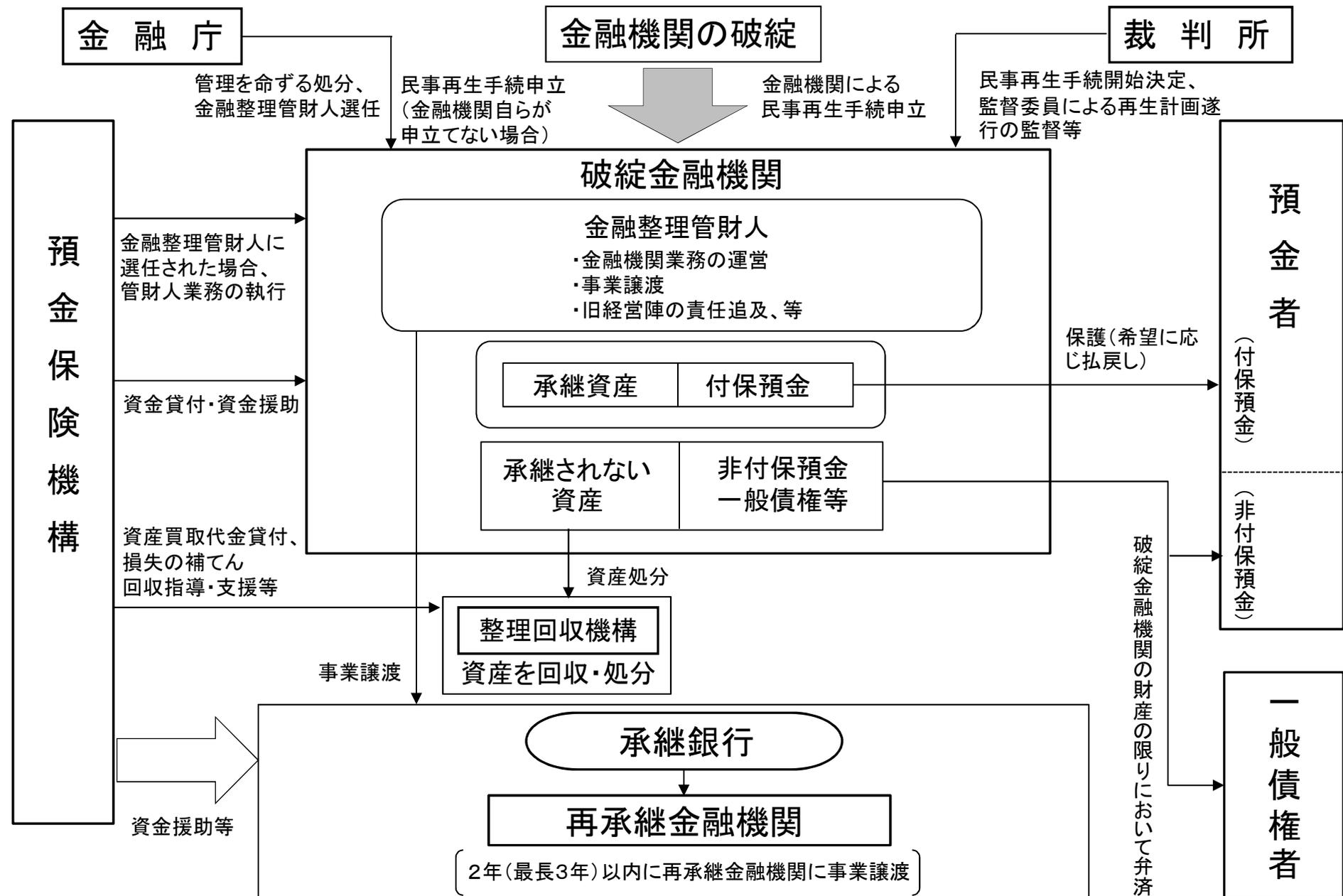
(※2) 当分の間、金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額になる(例えば、2行合併の場合は、2,000万円)。

(※3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護される。

○ 預金保険の対象となるもの

預金保険の対象となるもの	預金保険の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・預金(右の預金を除く) □当座預金 □普通預金 □通知預金 □納税準備預金 □貯蓄預金 □定期預金 □別段預金 ・定期積金 ・掛金 ・元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託(ビッグ等)を含む) ・金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る) ・上記を用いた積立・財形貯蓄商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金 ・譲渡性預金 ・外国銀行の日本支店の預金 ・オフショア預金 ・日本銀行の預金(国庫金を除く) ・金融機関の預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除く) ・預金保険機構の預金 ・無記名預金 ・他人名義預金 ・導入預金 ・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等) ・金融債(保護預り専用商品以外のもの)

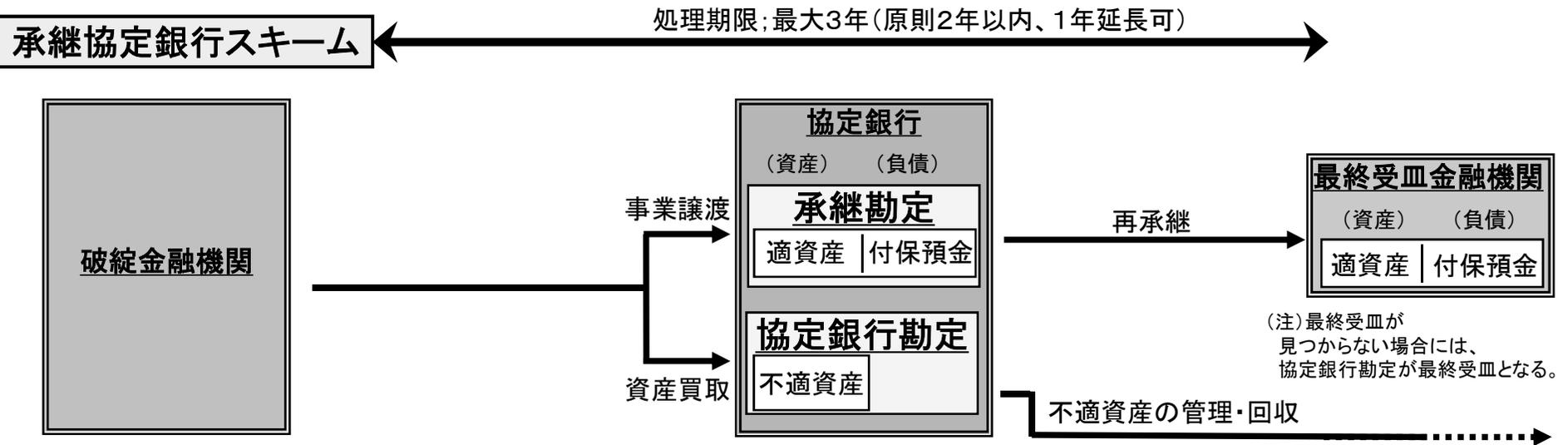
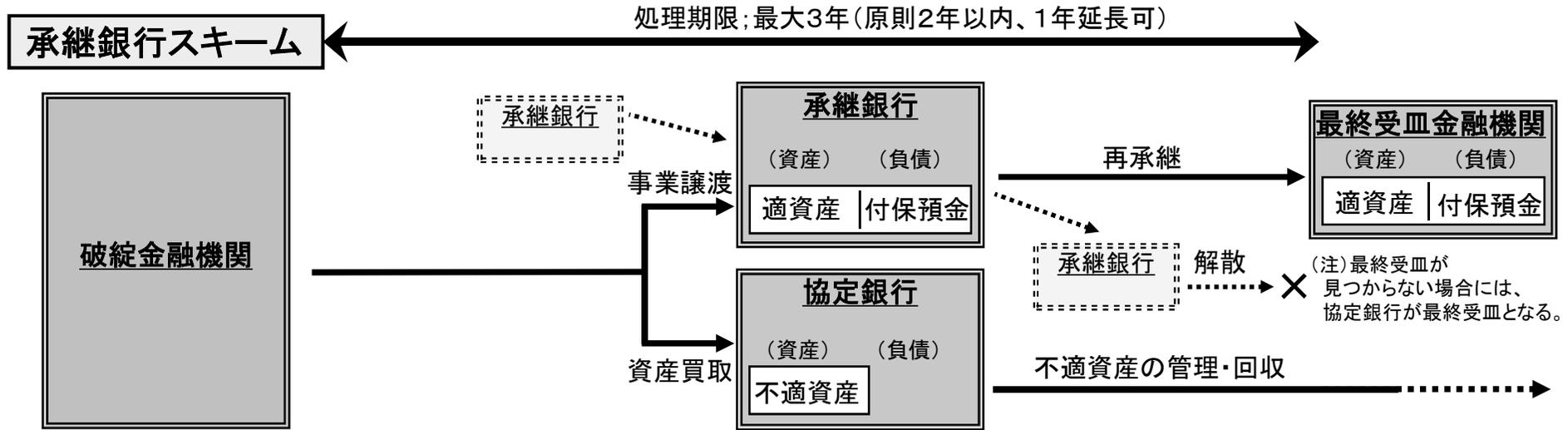
定額保護下における預金取扱金融機関の破綻処理スキーム(資金援助方式の概要)



資産処分については、サービサー等の活用も検討。

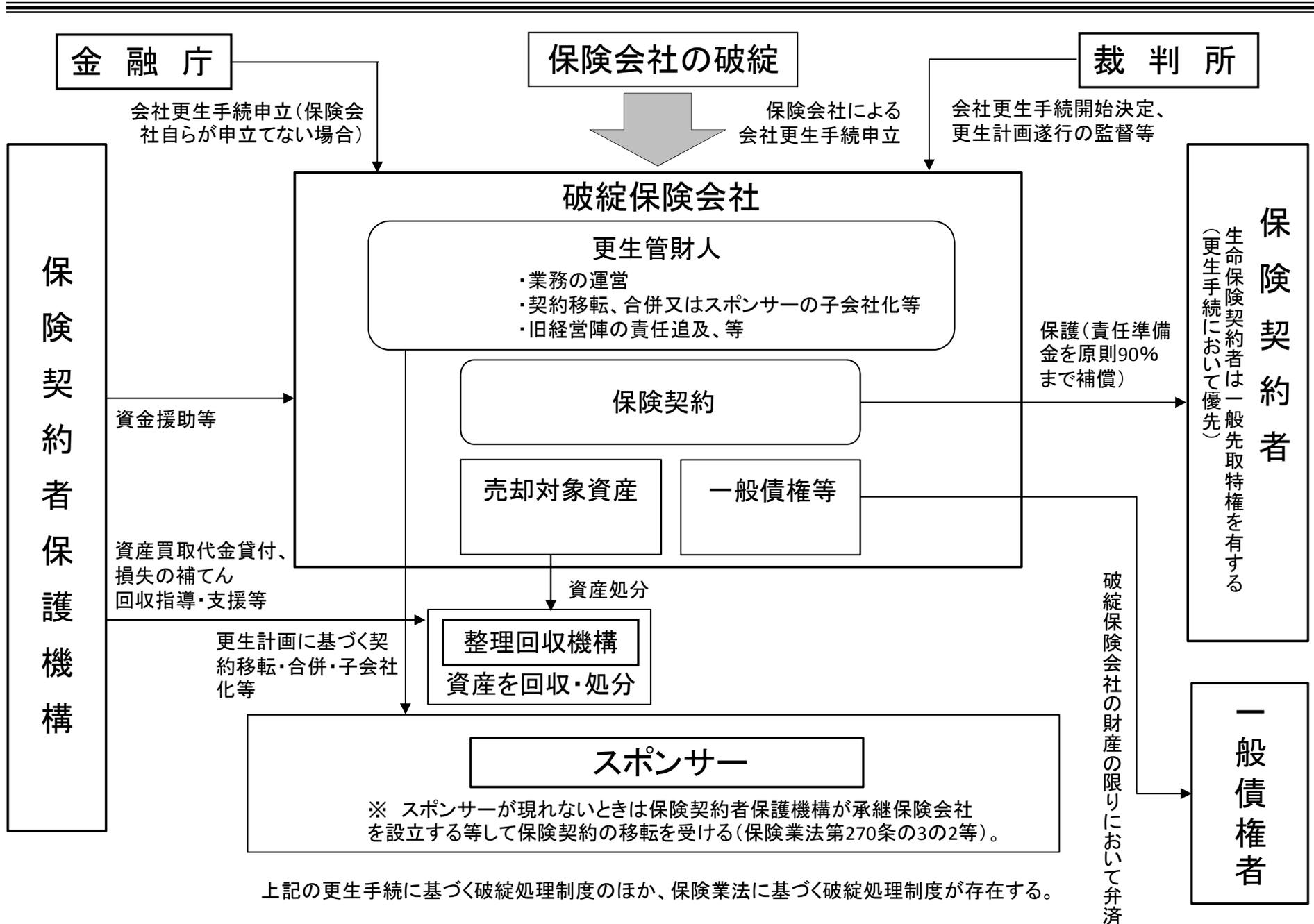
承継銀行制度(ブリッジバンク)等

承継銀行: 破綻金融機関から適資産・付保預金を譲り受け、最終受皿金融機関に引き継ぐまでの間、事業の維持・継続を図る銀行
 協定銀行: 預金保険機構との協定に基づき、破綻金融機関からの資産買取・回収等を行う銀行

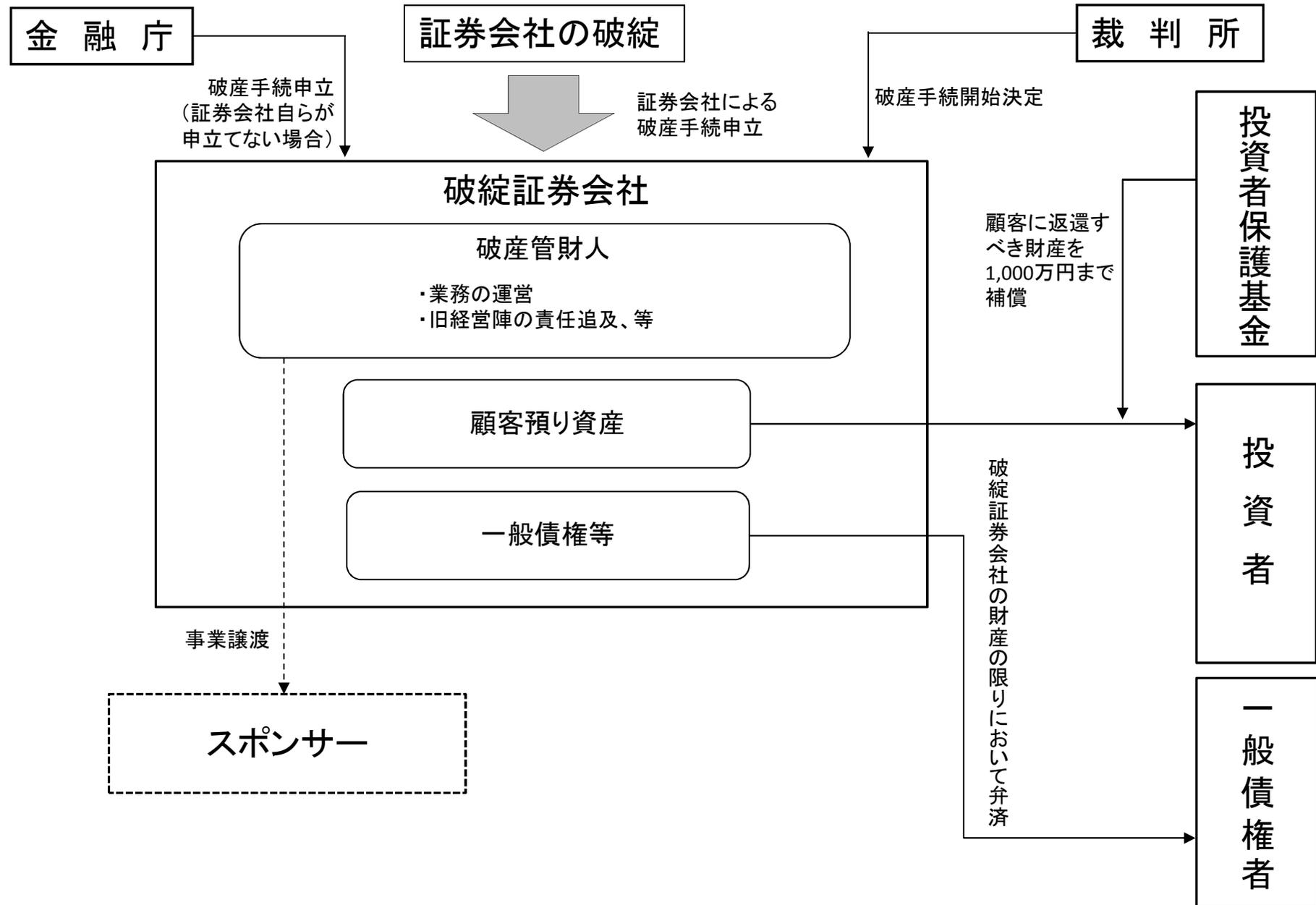


(注) 平成23年度預金保険法一部改正法により、承継銀行制度に加え、より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、破綻金融機関ごとに適資産・付保預金を譲り受けるための勘定(承継勘定)を協定銀行に設置し、破綻金融機関から業務を承継することが可能となった。

更生手続による保険会社の破綻処理スキーム



破産手続による証券会社の破綻処理スキーム



更生特例法の概要

- ・ 通常の倒産手続では多数の債権者が関与する複雑な手続になるなど、金融機関については、手続上、特別の取扱いが必要な場面が存在すること
- ・ 協同組織金融機関や相互会社である保険会社に対しても更生手続の利用を認める必要があること、等から、**会社更生法、民事再生法、破産法を金融機関等に対して適用する場合の特例を定めたもの。**

(第1条)

この法律は、協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

預金取扱金融機関

更生手続・再生手続・破産手続の特例

会社更生法の適用範囲拡張

協同組織金融機関も更生手続の対象に

証券会社

更生手続・再生手続・破産手続の特例

保険会社

更生手続・破産手続の特例

会社更生法の適用範囲拡張

相互会社も更生手続の対象に

監督庁による手続開始の申立て

株主や債権者だけでなく、監督庁にも手続開始の申立権を認め、預金者等の利益を保護。(但し、証券会社については、破産手続開始の申立てのみ。)

預金者、投資者、保険契約者に対する手続開始決定通知の特例

手続開始決定の通知は、預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構に行う。個々の預金者、投資者、保険契約者への通知は不要。

預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構による手続の代理

債権届出に代わる預金者表(顧客表、保険契約者表)の作成・提出等、各手続に属する一切の行為を代理。(但し、預金者等が個々に手続に参加することは可。)

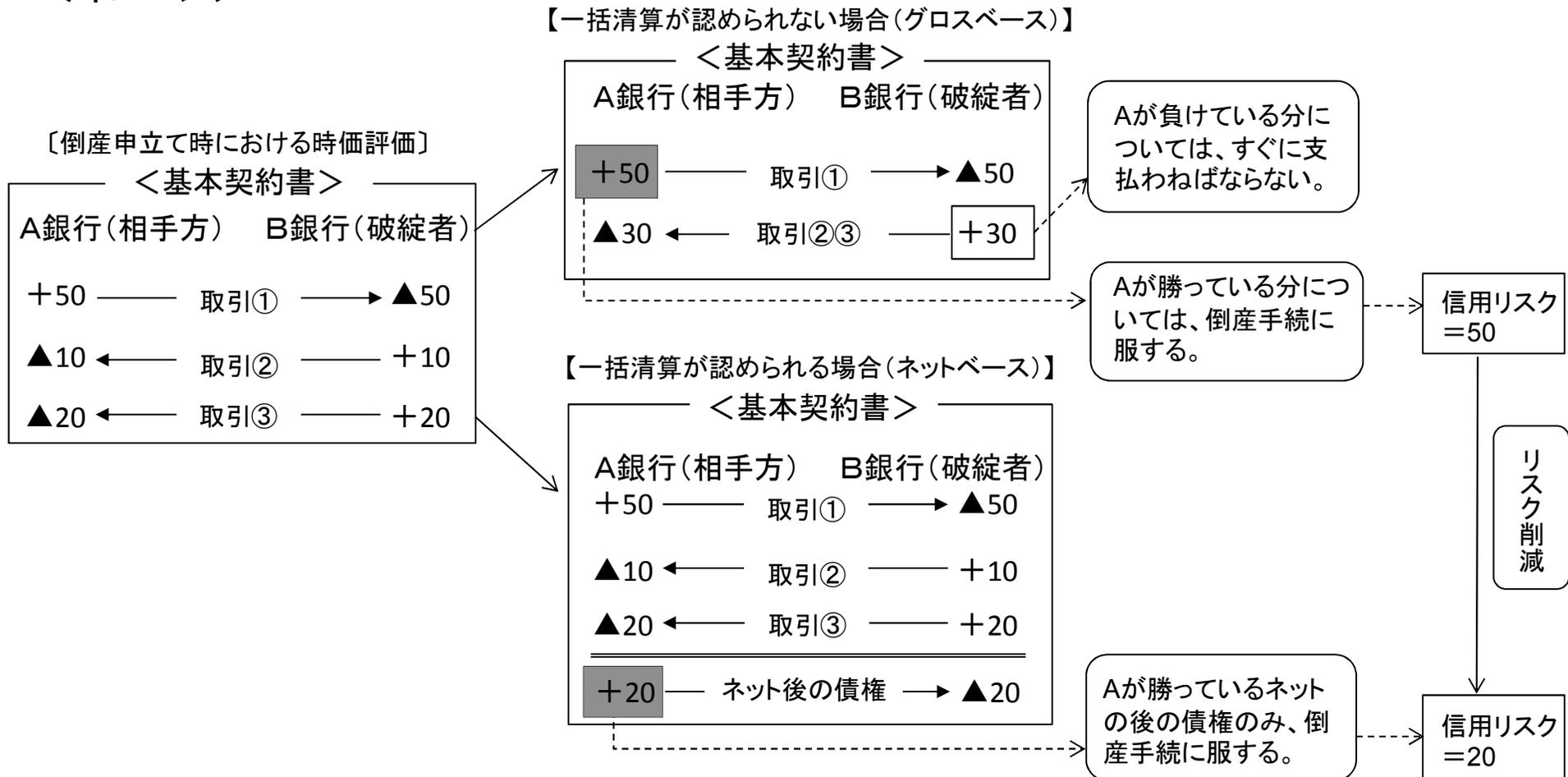
保険会社の更生計画の特例

債権者平等原則の一部例外を認める等

一括清算ネットティング法の概要

- 内容：金融機関等（銀行・証券会社等）において、取引の当事者の一方が倒産した場合に、多数の債権債務を一括して清算し、一本の債権にすること
- 対象：金融機関等を一方当事者とする特定金融取引（金利・通貨スワップ、有価証券オプション等のデリバティブ取引等）
- 目的：倒産手続（破産・会社更生）との関係を法的に明確化することにより、特定金融取引の決済の安定性の確保と取引の活性化を図り、もって我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上等に資すること

<イメージ>



金融機関の利用者保護のための機構・基金

	預金保険機構	保険契約者保護機構	投資者保護基金
設置	昭和46年7月(預金保険法創設時)	平成10年12月(金融システム改革法)	平成10年12月(金融システム改革法)
根拠法	預金保険法	保険業法	金融商品取引法
役職員数	役員数(5名)、職員数(366名) (注)子会社の整理回収機構は役員数(7名)、職員数(402名)	【生保】役員数(6名)、職員数(3名) 【損保】役員数(8名)、職員数(5名)	役員数(15名)、職員数(7名)
目的	預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻を停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務及び承継銀行の経営管理その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、(中略)もって信用秩序の維持に資することを目的とする。	破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。	会員である金融商品取引業者の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められる場合において当該金融商品取引業者へ補償対象債権を有する一般顧客に対する支払その他の業務を行うこと等により投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の収納 ・資金の貸付 ・保険金及び仮払金の支払 ・資金援助 ・預金等債権の買取 ・金融危機への対応業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の収納及び管理 ・資金の貸付 ・保険契約の移転等、保険契約の承継、保険契約の再承継及び保険契約の再移転における資金援助 ・保険金請求債権等の買取 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の徴収及び管理 ・資金の貸付 ・一般顧客に対する支払 ・顧客資産の迅速な返還に資するための業務
破綻時の補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ・決済用預金は全額保護。 ・それ以外の預金等は1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等を保護。 	<ul style="list-style-type: none"> 【生保】原則、責任準備金の90%までを補償。 【損保】責任準備金の一定割合までを補償(例:自賠責保険は100%補償。自動車保険、火災保険等は破綻後3ヶ月間は100%補償、3ヶ月経過後は80%補償)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員である金融商品取引業者が顧客に返還すべき財産を1,000万円まで補償。
資本金	341.35億円	【生保】1,463万円 【損保】1,161万円 (注)保険契約者保護機構には、資本金の概念が存在しないことから、貸借対照表上の純資産額を便宜的に記載。	11.08億円(※正味財産合計)
財源・借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・一般勘定は金融機関からの預金保険料(23年度は7,029億円)等により賄われ(責任準備金4,205億円)、また、保険金支払・資金援助等を行うために必要があるときは借入又は機構債の発行による資金調達も可能(限度額19兆円)。 ・危機対応勘定は金融機関からの事後負担金により賄われ、危機対応業務を行うために必要があるときは借入又は機構債の発行が可能(限度額17兆円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 【生保】会員(生命保険会社等)からの負担金(年間上限額400億円)により賄われ(積立額562億円)、資金援助等を行う必要があるときは借入が可能(限度額4,600億円)。 【損保】会員(損害保険会社等)からの負担金(年間上限額50億円)により賄われ(積立額500億円)、資金援助等を行う必要があるときは借入が可能(限度額500億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員である金融商品取引業者からの負担金の積立額その他の原資により賄われる(資金規模約551億円)。 ・一般顧客に対する支払等を行うために必要があるときは借入が可能(借入限度額800億円)。
公的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・借入又は機構債の発行に際して、政府保証を付すことが可能(一般勘定19兆円、危機対応勘定17兆円)。 ・負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、金融機関の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内で政府の補助が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 【生保】 ・借入に際して、政府保証を付すことが可能(4,600億円)。 ・負担金のみで資金援助等に係る費用を賄うとしたならば、財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内で政府の補助が可能(平成29年3月末まで)。 【損保】 ・政府補助規定はなく、機構借入について政府保証を付すことも不可。 	

金融機関毎のクロスボーダー協力取極

○「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(FSB)

- ・少なくともG-SIFIsについては、母国当局及び処理計画策定時・危機時に関与する必要がある関連ホスト当局の間で、金融機関毎の協力取極が策定されなければならない。

※ G-SIFIsについては、2013年第一四半期までに協力取極を策定することが国際的に合意されている。

【金融機関毎の協力取極に含まれるべき内容】

- 危機管理グループ(注)における協力の目的及びプロセス
- 当局間の危機前及び危機時の役割・責任分担
- 危機前及び危機時の情報交換プロセス
- 再建・処理計画の策定における協調プロセス
- 当該金融機関に重大な悪影響を与える事態が生じた場合や、当局が重要な行為又は危機対応をとる場合等に、適時に情報共有を行うための手続 等

(注)危機管理グループ(Crisis Management Group :CMG)

金融危機を受け、国境を越える危機予防・危機対応における当局間の緊密な協力等を促進するため、国境を越えて業務を行う主要な金融機関について、母国当局及び主要なホスト当局が参加する「危機管理グループ」を設置することがピッツバーグ・サミットにおいて合意されている。

米国・英国・EUにおける金融機関の破綻処理法制の整備

	米国	英国	EU
	ドッド・フランク法	2009年銀行法 (Special Resolution Regime)	再建・破綻処理指令案 ※ 2012年6月公表
対象機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行持株会社 ・ FRB監督ノンバンク金融会社 ・ FRBが本源的金融業務等と判断した業務支配的に行う会社 等 ・ 上記の子会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行 ・ 銀行の親会社 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取扱金融機関 ・ 投資会社 ・ 上記の持株会社及びその金融子会社 ・ EU域外に本店のある預金取扱金融機関・投資会社
		※ 欧州では一般的に、ユニバーサルバンク制度が採られていることに留意	
当局の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ FDICは管財人として、 <ul style="list-style-type: none"> － 合併、資産・負債の移転 － 対象機関への貸付け(※) 等の措置をとることが可能 ※ 財務省が当座の資金繰りを手当て 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の民間部門・ブリッジバンクへの移管(イングランド銀行) ・ 一時国有化(財務省) 等 ※ 銀行の親会社には、一時国有化のみ措置可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間部門・ブリッジ金融機関への事業譲渡 ・ 資産運用会社への不良資産の移転 ・ 債務の削減・株式化(ベイルイン) ・ 対象機関への貸付け(※) 等 ※ 事前徴収した資金では不足が生じるときは、中央銀行・他国の破綻処理基金等から借入れ
早期自動解約条項の発動の停止	FDICの管財人任命の翌営業日の午後5時まで、及び契約の移転後は、解約・清算・ネッティングの権利行使は不可	移管・一時国有化の命令に、デフォルト条項の発動の判断は当該措置がなかったものとみなして行う旨を定めることが可能 ※ ただし、現行EU指令により対象となる契約の範囲に制限	当局は、早期解約権の行使を短期間(金融機関が破綻処理開始の要件に抵触した旨の通知がされた日の翌営業日の午後5時まで)禁止することが可能
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社 ・ FRB監督ノンバンク金融会社 等 に対し、事後的にリスクベース賦課金を賦課	株主・債権者の他、他の銀行等による事後負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前徴収 ・ 事前徴収した資金では生じた費用を賄うことができないときは、預金取扱金融機関・投資会社から事後負担金を徴収

世界的な金融市場の混乱と対応の推移①

未定稿

2007年	6月22日	ベアー・スターンズ、傘下ファンドへ資金支援
	8月 9日	BNPパリバ、傘下ファンドの新規募集や解約を凍結
	9月14日	英当局、ノーザンロックに緊急融資(英で140年ぶりの取付け騒ぎ)
2008年	1月22日	NY州保険当局、モノライン保険会社に対する資本増強策等の検討を公表(2/25 MBIA増資、3/5 Ambac 増資)
	3月16日	JPモルガン、ベアー・スターンズを買収
	4月11日	FSF、「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」をG7に報告、公表
	9月 7日	米当局、ファニーメイ及びフレディマックへの支援策を公表
	9月15日	リーマン・ブラザーズの米国持株会社が倒産手続開始
	9月16日	FRB、AIG救済策を公表
	9月18日	日米欧の6中央銀行、流動性供給のための協調対応策を発表
	10月 3日	米国、緊急経済安定化法が成立
	11月14-5日	第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)開催、金融市場の改革のための5つの共通原則と47の行動計画に合意
	11月23日	米当局、シティグループに対する救済策を発表
2009年	1月16日	米当局、バンク・オブ・アメリカに対する救済策を発表
	2月10日	米当局、新たな金融安定化策(ストレステストの実施、官民投資ファンドの創設等)を公表
	2月12日	英国、2009年銀行法が成立
	3月18日	英当局、国際的な銀行規制に関するターナーレビューを発表
	4月1-2日	第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)開催、首脳声明を採択
	5月 7日	米当局、ストレステストの結果を公表
	6月17日	米当局、金融規制改革案を発表
	6月19日	欧州理事会、欧州の新たな金融監督体制(欧州金融監督システム)を提言
	7月 8日	英当局、「金融市場の改革に関する白書」を発表
	9月24-5日	第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)開催、首脳声明を採択
12月17日	バーゼル委、銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書を公表	
2010年	1月21日	米国、「金融機関の規模及び活動範囲に関する制限」を公表
	2月17日	バーゼル委、包括的な定量的影響度調査(QIS)開始
	4月 8日	英国、金融サービス法が成立
	4月23日	ギリシャ、資金支援策の発動を要請
	5月 7日	ユーロ圏首脳会合、ギリシャ支援内容を承認

世界的な金融市場の混乱と対応の推移②

未定稿

2010年	5月10日	EU財務相理事会、「欧州金融安定メカニズム」の創設に合意
	6月17日	英国、金融監督体制の改革案を公表
	6月26-7日	第4回G20首脳会合(トロント・サミット)開催、首脳声明を採択
	7月21日	米国、ドッド・フランク法が成立
	7月23日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月26日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、バーゼル委による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達
	9月12日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、より高い国際的な最低自己資本基準を公表
	11月11-2日	第5回G20首脳会合(ソウル・サミット)開催、首脳声明を採択
	11月28日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、アイルランド支援に合意
	12月16日	バーゼル委、新たな自己資本・流動性規制(バーゼルIII)のテキスト及びQISの結果を公表
2011年	1月1日	EU、新たな金融監督体制(欧州金融監督システム)が始動
	5月16日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、ポルトガル支援に合意
	6月25日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、グローバルにシステム上重要な銀行に関する措置に合意
	7月15日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月19日	金融安定理事会・バーゼル委、システム上重要な金融機関に関する市中協議文書を公表
	8月2日	米国、債務上限引上法が成立
	10月10日	ベルギー、フランス、ルクセンブルグ政府、デクシア銀行救済策に合意
	10月13日	EFSF機能拡充をユーロ圏全17カ国で承認
	10月26日	EU・ユーロ圏首脳会合、欧州債務危機に対処すべく包括的な施策に合意
	11月3-4日	第6回G20首脳会合(カンヌ・サミット)開催、首脳声明を採択 同日、金融安定理事会が「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」などのシステム上重要な金融機関に関する政策枠組みを公表
12月9日	EU首脳会合、財政規律強化・安定化措置の強化に合意	
2012年	3月14日	ユーロ加盟国、ギリシャに対する第二次支援を正式に承認
	3月30日	ユーロ圏財務相会合、EFSF/ESM合計の融資額上限引上げを承認
	4月19-20日	G20財務大臣・中銀総裁会議及びIMFC、IMFの資金基盤強化について合意
	6月6日	EU、再建・破綻処理指令案を公表
	6月17日	ギリシャ再選挙にて、EU・IMFと合意した支援プログラムを支持する二党の合計で過半数
	6月18-19日	第7回G20首脳会合(ロスカボス・サミット)開催、首脳声明を採択
	6月25日	スペイン政府・キプロス政府、ユーロ圏諸国に対し、金融支援を要請
	6月28-29日	EU首脳会合、経済通貨同盟の進展のための工程表を年末までに策定することに合意
7月20日	ユーロ圏財務相会合、スペインに対する金融支援の実施に合意	

主要国の金融危機対応①

未定稿

(2012年8月現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	EU
1. 不良資産買取 (不良債権のオフ バランス化)	・官民共同の買取プログラムの実施(証券化商品等の買取は参加者(9社)が選定され、2012年7月31日時点で約219億ドル相当の買取実施)	—	・政府保証により不良資産を切り離す受け皿(バッドバンク)を各金融機関や政府が設置できる法案が2009年に成立(West LB、ヒポリアルエステートにつき設置済み)	—	—	・不良資産の取扱いに関するガイダンス(2009年2月発表、資産買取の手法の概要)
2. 銀行保有資産の将来発生損失の政府補償	・住宅・商業用不動産ローン関連資産の一部政府補償	・企業ローン、住宅・商業用不動産ローン、RMBS、CMBS、等の一部政府補償	—	—	—	・不良資産の取扱いに関するガイダンス(2009年2月発表、保険スキームの概要等)
3. 銀行債務の政府保証 (中・長期資金の借換え支援)	・1兆4,000億ドルを想定 ・銀行間資金調達を含むシニア無担保債務(2009年10月迄に発行)の政府保証(保証期間は2012年12月末まで(借換えは対象外))	・2,500億ポンドを想定 ・譲渡性預金(CD)、CP、シニア無担保債務(2009年12月迄に発行、満期3年以内)の政府保証(保証期間は借換えを含め2014年4月9日まで)	・総枠 4,000億ユーロ ・銀行債務(満期5年以内)の借換えを政府保証 ・2012年6月末現在で合計110億ユーロ付与(契約ベース)	・総枠 2,650億ユーロ ・政府保証を受けた特殊会社が市場から資金を調達し、貸付債権を担保として長期資金を銀行に供給。 ・2009年10月に活動終了。	・銀行間取引を含む銀行の負債への保証 ・銀行が保有する金融証書や貸付先(債務者)の負債と国債を交換可能	・ユーロ圏諸国の「共同行動計画に関する宣言」(2008年10月)において、銀行の満期5年までの新規債務に対する政府保証等を容認。 ・公的支援に関するガイダンス(2008年10月)において、銀行債務の政府保証に係る基本原則を公表。 ・2011年12月、銀行債務の政府保証に係る基本原則(銀行の支払うべき手数料等)を修正。

主要国の金融危機対応②

未定稿

(2012年8月現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	EU	
4. 公的資金注入 (資本増強)	<ul style="list-style-type: none"> ・総枠 7,000億ドル(一部は借り手救済策等に配賦。なお本プログラムは2010年10月3日に終了) ①大手行及び地域金融機関に約 2,449億ドル注入(既に約 2,316億ドルが返済) ②AIGに約 698億ドル注入 ③自動車業界への投融資額約 813億ドル(既に349億ドルが返済) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総枠 500億ポンド ①RBSに330億ポンド注入 ②HBOSに115億ポンド注入 ③ロイズTSBIに55億ポンド注入 	<ul style="list-style-type: none"> ・総枠 800億ユーロ 2012年6月末現在で以下4行に合計198億ユーロ注入 ①コメルツ銀行67億ユーロ ②アーリアル銀行3億ユーロ ③ヒポリアルエステート 98億ユーロ注入 ④ West LB30億ユーロ 	<ul style="list-style-type: none"> ・総枠 239.5億ユーロ ①2008年10月大手6行に105億ユーロを一斉注入 ②デクシア銀行には別途30億ユーロ注入 ③2009年10月大手4行に92.5億ユーロを追加注入(デクシア以外の大手行は公的資金返済) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総枠 150億ユーロ ・バンコポボラーレ他4行計40億ユーロの劣後債を政府が買い取り <p>注) この他に、コア tier1 9%を達成するための措置として、上記と同様の資本増強手段により、モンテパスキ銀行に追加的に最大で20億ユーロの支援を行う旨を2012年6月に表明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的支援に関するガイダンス(2008年10月)において、資本増強に係る基本原則(平等な競争を害さないよう必要支援額を最小限にすべき等)を公表。 ・資本増強に関するガイダンス(2008年12月)において、詳細な原則(資本増強時の価格決定方法、返済に向けたインセンティブ、レビュー等)を公表。 	
5. 中央銀行による流動性供給 (市場資金供給の拡大)	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府機関債等の元本償還資金を長期国債に再投資(2011年9月21日より、ツイスト・オペレーション等に移行) ②長期国債の買取(2011年6月末までに6,000億ドルの米長期国債の追加買取) 	<ul style="list-style-type: none"> ①CP、社債、国債等の買取(最大3,750億ポンド) ②国債の窓口貸出しの導入(貸出し期間を30日から1年に延長) 	<p>欧州中央銀行 (ECB) による流動性供給の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ユーロ圏の国債及び民間債券市場への介入 ②リファイナンスオペによる資金供給等の実施 等 				
6. 預金者保護(預金保険の限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・25万ドルへの引き上げ恒常化(2010年7月に金融規制改革法で成立) ・決済性預金の全額保護(～2010年12月末) ・決済性預金の全額保護(金融規制改革法で2012年12月末まで延長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5万ポンドに引き上げ(2008年実施) ・2010年12月31日に8万5,000ポンドへ引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・5万ユーロに引き上げ(2009年実施) ・2010年12月31日に10万ユーロへ引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年12月31日に7万ユーロから10万ユーロに引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10万3千ユーロまで預金保護が可能な第2保証基金を設置(2008年10月) ・2010年12月31日に10万ユーロへ引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度に関する指令案を提出(2010年7月) ※現在、共同採択手続中(閣僚理事会及び欧州議会) 	